

3 審議事項 「特定個人情報保護評価書の第三者点検について」

※住民基本台帳に関する事務における実施機関が行った「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」の評価の適合性・妥当性について第三者の立場で点検を行った。

発言者	発言要旨
会 長	今回の議題である審議事項「特定個人情報保護評価書の第三者点検について」に関し、事務局に説明を求める。
事 務 局	本日の審議は、特定個人情報保護評価に関する規則第 7 条第 4 項の規定により、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の評価の適合性・妥当性について、川口市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第 3 条第 1 項第 1 号に基づき諮問されたものある。 業務の名称は、「住民基本台帳に関する事務」であり、その住民基本台帳に関する事務における実施機関が評価を行った「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」の適合性・妥当性を審議いただくもので、まずは「特定個人情報保護評価の実施について」に関し、担当課よりご説明させていただく。
情報政策課 事 務 局	・番号制度における「特定個人情報保護評価の実施について」の概要を説明。 今回、住民基本台帳に関する事務の一部を変更することに伴い、特定個人情報保護評価書の「重要な変更」を実施することとなった。 全項目評価書において重要な変更がある場合は、評価の再実施が求められており、個人情報保護委員会へ全項目評価書を提出する前に第三者点検を受ける必要があるため、当審議会における点検がそれに該当する。 この第三者点検の目的は、資料 1 の 6 ページにあるとおり、特定個人情報保護評価の「適合性」及び「妥当性」を客観的に担保することとされており、点検にあたっては、資料 5 の「特定個人情報保護評価における第三者点検チェック表」を使用し、担当課からの説明も踏まえて審議いただきたい。
情報政策課	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、住民基本台帳システムを含む自治体の基幹業務システムを、国が仕様を定める標準システムに移行することが求められており、また、その標準システムを、国が整備するガバメントクラウドというクラウド環境で運用するよう努めることとされている。 本市の住民基本台帳システムは、令和 7 年 5 月に、この標準システムに移行し、ガバメントクラウドでの運用を開始する予定であり、現在公表してい

会 長 委 員 情報政策課	る評価書の内容に「重要な変更」が生じることから、評価の再実施を行うものである。 なお、主な変更内容としては、ガバメントクラウドへの移行に伴う運用の変更等の追加、及びそれに付随する特定個人情報の保管・消去及びリスク管理に関する内容等の追加である。 適合性の項目は6点あり、指針に定める実施手続等に適合した保護評価を実施しているかについて審議いただきたい。 また、妥当性の観点の項目も6点あり、保護評価の内容が指針に定める保護評価の目的等に照らし、妥当と認められるかについて審議いただきたい。 最初に適合性の1点目「しきい値判断に誤りはないか」においては、全項目評価の要件は、対象人数30万以上となっており、本市人口606,000人（令和6年1月1日現在）であり全項目評価となる。 1点目について何か質問はあるか。 （なし） 2点目「適切な実施主体が実施しているか」においては、地方公共団体の長である川口市長が実施している。
会 長 委 員 情報政策課	2点目について何か質問はあるか。 （なし） 3点目「公表しない部分は適切な範囲か」においては、今回の評価書に非公開部分はない。
会 長 委 員 情報政策課	3点目について何か質問はあるか。 （なし） 4点目「適切な時期に実施しているか」についてであるが、ガバメントクラウドへの移行に係る内容については、ガバメントクラウドへ副本データを移行するまでに評価を実施することとされている。 本市においては、令和7年2月以降に住民基本台帳システムのガバメントクラウドでのリハーサルを実施し、本稼働については5月以降を予定しており、適切な時期に実施を行なっている。
会 長 委 員 情報政策課	4点目について何か質問はあるか。 （なし） 5点目「適切な方法で広く住民等の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか」においては、パブリックコメントを30日間

会 長 委 員 情報政策課	実施した。なお、意見等の提出は1件あり、意見の趣旨は「委託先及び再委託先企業の選定について、外国資本の比率や海外拠点へのアウトソーシング状況はどのように把握しているのか。」というものである。この意見に対し、「委託先の選定にあたって、外国資本比率や海外拠点へのアウトソーシング状況について個別の調査は行っていないが、委託案件ごとに秘密保持契約の締結による個人情報の目的外利用の禁止や業務再委託における承認手続きを行うことにより、情報漏洩等のリスク対策を行っている。」と回答している。 5点目について何か質問はあるか。 (なし) 6点目「特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか」においては、事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載している。
会 長 委 員 情報政策課	6点目について何か質問はあるか。 (なし) 次からは妥当性についてとなるが、7点目の「記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか」においては、公表済みの内容に変更はなく、事務担当課は市民生活部市民課、所属長は市民課長であり、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができる者となっている。
会 長 委 員 情報政策課	7点目について何か質問はあるか。 (なし) 8点目「特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。また、当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか」においては、評価書P11からP14において、事務における特定個人情報の流れと特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容を具体的に記載している。 市民課よりご説明させていただく。
市 民 課 情報政策課	・住民基本台帳に関する事務について、事務内容と特定個人情報の流れを説明。 続いて、住民基本台帳システムのガバメントクラウドへの移行について説明させていただく。 ガバメントクラウドとは、政府が提供する共通的な基盤・機能を有するク

	クラウドサービスの利用環境であり、クラウドの最新技術を活用することで、クラウドサービスが提供する高いセキュリティと可用性、スケーラビリティを利用することができ、本市においてもガバメントクラウドを利用することとしている。 このたび、住民基本台帳システムをガバメントクラウドへ移行し、それに伴って特定個人情報についてもガバメントクラウドを経由することとなるものである。
会 長	資料３－１において、矢印の色と番号は対応しているという認識でよいか。
情報政策課	そのとおりである。
会 長	８点目について他に何か質問はあるか。
委 員	(なし)
情報政策課	９点目「特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか」においては、事務の実態に基づきリスクの特定を行っている。 なお、Ｐ４９とＰ５０にガバメントクラウドにおけるリスク対策の内容等、所要の修正を加えている。
会 長	９点目について何か質問はあるか。
委 員	(なし)
情報政策課	１０点目「特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か」においては、Ｐ４３からＰ６４に記載しており、例えば目的外の入手が行われるリスクでは、「情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める」など、具体的に記載している。 なお、Ｐ４９とＰ５０にガバメントクラウドにおけるリスク対策の内容等、所要の修正を加えている。
会 長	Ｐ４９に記載がある、「ＮＩＳＣ政府機関統一基準群」とはなにか。
情報政策課	ＮＩＳＣとは内閣府に設置された、内閣サイバーセキュリティセンターのことである。政府機関においては、この基準に則った運用を行うこととされている。
会 長	１０点目について他に何か質問はあるか。
委 員	(なし)

情報政策課	1 1 点目「記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか」においては、国の第三者機関である個人情報保護委員会より公表されている「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン行政機関等編」に則した対応を記載している。 なお、P 4 9 と P 5 0 にガバメントクラウドにおけるリスク対策の内容等、所要の修正を加えている。
会 長	1 1 点目について何か質問はあるか。
委 員	(なし)
情報政策課	1 2 点目「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか」においては、評価書表紙のとおり、住民の信頼確保のため、特定個人情報の漏えい等のリスクを軽減するため適切な措置を講じていることを宣言している。
会 長	何か質問はあるか。
副 会 長	評価書において、再委託先企業名等、再委託に関する具体的な情報の記載がないが、市民がその情報を知ることができるのはいつか。そもそも知らされないものなのか。
情報政策課	評価書には「再委託をする」という記載のみである。具体的な再委託に関する情報については、評価書上に記載する箇所がなく、また現状当市において、再委託先の一覧を作成し、公表するなどの仕組みをとっていない。 ただし、再委託をするには、委託先企業から再委託申請があり、市が承認を行っている。再委託に関する文書は情報公開の対象であり、請求によって、市民が知ることは可能である。
副 会 長	自発的に公表は行っておらず、情報公開請求があれば、公開されるという認識でよいか。
情報政策課	そのとおりである。
会 長	他に何か質問はあるか。
委 員	(なし)
会 長	これまでの内容に対し、欠席した委員から何か意見はあったか。
事 務 局	欠席した委員から意見はなかった。
会 長	説明のあった審議事項について、全体として意見はあるか。
委 員	(なし)

会	長	他に意見がなければ、審議事項について、可否を採る。審議事項について承認 することでよい。
委	員	(異議なし)
会	長	当審議会としては、諮問された「特定個人情報保護評価書の第三者点検につい て」として住民基本台帳に関する事務における実施機関が評価を行った「特 定個人情報保護評価書（全項目評価書）」の評価における適合性・妥当性を 第三者の立場で点検した結果、評価は適正であると認める。 また、この諮問に対する答申については、審議・検討すべきことは終了し、 答申の作成のためだけに、次回の審議会を開く必要性が低いことからこの場 で答申についても審議したいと考えるがいかがか。
委	員	(異議なし)
会	長	では、事務局で答申に関する資料の準備はあるか。
事	務	たたき台として用意した資料を配布する。 (答申案を配付し、資料に基づき内容について説明する)
局	局	
会	長	何か意見はあるか。
委	員	(なし)
会	長	それでは、答申については、案のとおり決定する。